平成30年度介護保険事業者集団指導(3.15、橿原文化会館)

「介護労働者の労働条件の確保について」概要

奈良労働局 雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント 高田 茂弘

(1) 時間外労働・休日労働

- 1. 残業時間の上限規制(中小企業は 2020 年 4 月 1 日から)。労使で結ぶ 36 協定の上限 は原則月 45 時間・年 360 時間。臨時的な場合でも 2~6 か月の平均 80 時間以内、単月 100 時間未満(ともに休日労働を含む)で、年 720 時間以内。原則の月 45 時間を超える ことができるのは年 6 カ月。
- 2. 労働時間の状況を使用者が客観的に把握することの義務付け(タイムカードシステム、自主申告の業務日報など)
- 3. 管理監督者(施設長等)や裁量労働制適用者(専門業務型、企画業務型)の時間管理 も、健康管理の観点から、労働時間把握の対象になる
- 4. 「勤務間インターバル制度」の導入を促す、月 60 時間を超える残業に対する割増賃金率を 25%から50%に引上げ(中小企業は2023年4月1日から)、フレックスタイム制の労働時間の清算期間を1カ月から3カ月に、など

(2) 年次有給休暇

- 1. 年休付与日数 10 日以上の労働者に対し、時季を指定して毎年5日の有給休暇を取得させることの義務付け。年休の取得率が平成30年の全国平均で51.1%(奈良県36・1%)にとどまっていることへの対応策。中小企業も2019年4月1日から
- 2. 年休管理簿の作成と3年間の保存義務付け。基準日に付与される個々の労働者の年休取得 状況(基準日、日数、時季)を記帳し、労使で共有する。労働者名簿、賃金台帳(給与明細)への記載、いつでも出力できるシステム上の管理でも可

(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- 1. 正規雇用労働者 (無期雇用フルタイム) と非正規雇用労働者 (パートタイマー、有期雇用、派遣) 間の不合理な待遇の差をなくす。改正されたパートタイム労働法等関連法規の施行は 2020 年 4 月 1 日。改正「パートタイム・有期雇用労働法」の中小企業への適用は 2021 年 4 月 1 日から
- 2. 「同一労働同一賃金ガイドライン」の策定。労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、等